

家畜伝染病予防費の概要

国（農林水産省）

発生予防の取組

まん延防止の取組

口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の発生

- ・ 患畜・疑似患畜のと殺、焼埋却等
- ・ 消毒ポイントの設置
- ・ 移動制限区域の設定
- ・ 発生状況確認のための検査

都道府県

- ・ 家畜防疫員の旅費
【法第60条第1項第1号：10/10】
- ・ 動物用生物学的製剤
(ワクチン等)の購入費
【法第60条第1項第5号：1/2】
- ・ 薬品(消毒薬等)の購入費
【法第60条第1項第7号：10/10】

等

都道府県

- ・ 野生動物に使用する動物用生物学的製剤
(経口ワクチン等)の購入費
【法第60条第1項第6号：1/2、10/10】
- ・ 野生動物の検査、注射、薬浴等に要した費用
【法第60条第1項第8号：1/2、10/10】
- ・ 衛生資材(保護衣、注射針等)の購入費
【法第60条第1項第9号：1/2】
- ・ 消毒ポイントの運営に要する費用
【法第60条第1項第10号：1/2】
- ・ 焼埋却に要する費用
【法第60条第1項第11号：1/2】
- ・ 移動制限等に起因する売上げの減少額等の
補填を行う場合の支援
【法第60条第2項：1/2】

等

家畜の所有者

- ・ と殺家畜に対する手当金
【法第58条：評価額の1/3、4/5】
- 〔※ 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の
疑似患畜については、特別手当金を交
付し、評価額の10/10を交付する。〕
- ・ 予防的殺処分を実施した場合の補償金
【法第60条の2：評価額の10/10】
- ・ 焼埋却に要する経費
患畜・疑似患畜【法第59条：1/2】
予防的殺処分【法第60条の2：10/10】

家畜伝染病予防費負担金

患畜処理手当等交付金